（法人税法施行令の一部改正）

第六条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条第三号中「第二十二条第一項第四号」を「第二十二条第一項第五号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　確定拠出年金法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第六十八条の二第一項（中小事業主掛金）の個人型年金加入者のために支出した同項の掛金

第百八十四条第五項の表第百三十五条（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）の項中「第四号」を「第五号」に改め、「企業型年金加入者」の下に「、個人型年金加入者」を加え、「第五号」を「第六号」に改める。

第二章　経過措置

（個人別管理資産等の移換に関する経過措置）

第七条　この政令の施行の日の前日までに、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第七十四条の二第一項の規定により移換された資産若しくは脱退一時金相当額等（同法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。）又は確定拠出年金法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の確定拠出年金法第八十条、第八十二条若しくは第八十三条の規定により移換された個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

第八条　確定拠出年金法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の確定拠出年金法（以下この条において「改正後確定拠出年金法」という。）第三条第三項第二号の二、第八号の二及び第八号の三に係る確定拠出年金法第三条第一項の承認及び同法第五条第一項の変更の承認並びに改正後確定拠出年金法第五十五条第二項第四号の二、第五号の二及び第五号の三に係る改正後確定拠出年金法第五十六条第一項の承認及び確定拠出年金法第五十七条第一項の変更の承認の手続は、この政令の施行前においても行うことができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（厚生労働省令への委任）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百二十五号

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第六条第二項第五号及び第三項第四号から第六号まで、第七条第一項第三号及び第二項、第九条、第十条第一項、第十三条、第十四条第一項、第十八条、第十九条、第二十条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項、第二十六条第五号、第二十七条第一項から第九項まで及び第十二項、第二十九条第二項第三号、第三十条第三号、第三十二条第一項第二号から第五号まで、第三十四条、第三十六条第二項、第三十九条第一項並びに第四十三条の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則

（許可）

第一条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による申請は、養子縁組あっせん事業許可申請書（様式第一号）を提出して行うものとする。

2　法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　養子縁組あっせん事業を行う事業所の建物その他の設備の状況

二　法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者の勤務形態

三　他に事業を行っている場合にあっては当該事業の種類及び内容

四　養親希望者又は児童の父若しくは母（児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含む。以下この号及び第十七条第二項において「父母」という。）若しくは児童の父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するもの（児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。）（以下「父母等」という。）による養子縁組のあっせんの申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合にあっては当該取次機関の名称、住所及び事業内容

3　法第六条第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書とする。

4　法第六条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、手数料表（様式第二号）とする。

5　法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登記事項証明書

二　役員の履歴書

三　法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類

四　事業所ごとの施設の概要を記載した書面

五　国際的な養子縁組のあっせんを行おうとするときは、当該国際的な養子縁組のあっせんの相手方国際に関する書類

六　国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合であって、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

（許可の基準等）

第二条　法第七条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人とする。

2　法第七条第二項の調査は、職員二人以上によって行うものとする。

（手数料等）

第三条　法第九条第一項の厚生労働省令で定める手数料の種類は、次のとおりとする。

一　特定の養親希望者（養子縁組の成立後の養親を含む。以下この号及び第三号、次項第一号ヌ並びに第三項において同じ。）に係る相談援助（法第二十三条の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。以下この条において同じ。）その他の養子縁組のあっせんに係る業務（以下この号並びに次項第一号及び第三号イにおいて「特定の養親希望者に係る業務」という。）に要した費用（特定の養親希望者に係る業務に要した費用として金額を示すことができるものに限る。）として、当該特定の養親希望者から徴収する手数料（次項第一号及び第三号イにおいて「第一号手数料」という。）

二　特定の児童又はその父母等に係る相談援助その他の養子縁組のあっせんに係る業務（以下この号並びに次項第二号及び第三号イにおいて「特定の児童等に係る業務」という。）に要した費用（特定の児童等に係る業務に要した費用として金額を示すことができるものに限る。）として、当該特定の児童の父母等から徴収する手数料（次項第二号及び第三号イにおいて「第二号手数料」という。）